

○厚生労働省令第七十一号

地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行に伴い、厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成二十八年厚生労働省令第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(地域再生協議会の構成員として加える者)

第一条 地域再生法(以下「法」という。)第十七条の二十四第二項の厚生労働省令で定める者は、認定市町村(法第五条第十六項の認定(法第七条第一項の変更の認定を含む。))を受けた市町村(特別区を含む。))をいう。以下同じ。)が法第十七条の二十四第四項第八号の規定に基づき生涯活躍のまち形成事業計画(同条第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下同じ。))に同号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号口の施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業(同号に規定する生涯活躍のまち一時滞在事業をいう。))について旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。)を記載しようとする場合であつて、同号口の所在地が次の各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。))の周囲おおむね百メートルの区域内にあるときにおいて、次の各号に掲げる施設の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一〜八 (略)

2 認定市町村は、法第十七条の二十四第十項の規定により同条第四項第四号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合又は同条第十四項の規定により同条第四項第六号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会(以下「協議会」という。))に、当該関係者を構成員として加えることができる。

(法第十七条の二十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるもの)

改正前

(地域再生協議会の構成員として加える者)

第一条 地域再生法(以下「法」という。)第十七条の十四第二項の厚生労働省令で定める者は、認定市町村(法第五条第十六項の認定(法第七条第一項の変更の認定を含む。))を受けた市町村(特別区を含む。))をいう。以下同じ。)が法第十七条の十四第四項第八号の規定に基づき生涯活躍のまち形成事業計画(同条第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下同じ。))に同号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号口の施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業(同号に規定する生涯活躍のまち一時滞在事業をいう。))について旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。)を記載しようとする場合であつて、同号口の所在地が次の各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。))の周囲おおむね百メートルの区域内にあるときにおいて、次の各号に掲げる施設の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一〜八 (略)

2 認定市町村は、法第十七条の十四第十項の規定により同条第四項第四号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合又は同条第十四項の規定により同条第四項第六号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会(以下「協議会」という。))に、当該関係者を構成員として加えることができる。

(法第十七条の十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるもの)

第二条 法第十七条の二十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一〇七 (略)

(法第十七条の二十四第四項第一号の一般社団法人の要件)

第三条 法第十七条の二十四第四項第一号の厚生労働省令で定める要件は、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主である一般社団法人であることとする。

(生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項等)

第四条 法第十七条の二十四第四項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の二十四第四項第二号イの実施主体の氏名(法人にあつては、その名称及び事務所の所在地)

二 法第十七条の二十四第四項第二号ロの有料老人ホームの名称及び設置予定地

三〇五 (略)

2 認定市町村(指定都市及び中核市を除く。)は、生涯活躍のまち形成事業計画に法第十七条の二十四第四項第二号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。)を記載し、法第十七条の二十四第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。

一 法第十七条の二十四第四項第二号イの実施主体の氏名及び住所

二 (略)

三 法第十七条の二十四第四項第二号ロの有料老人ホームの管理者の氏名及び住所

四〇十八 (略)

第二条 法第十七条の十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一〇七 (略)

(法第十七条の十四第四項第一号の一般社団法人の要件)

第三条 法第十七条の十四第四項第一号の厚生労働省令で定める要件は、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主である一般社団法人であることとする。

(生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項等)

第四条 法第十七条の十四第四項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の十四第四項第二号イの実施主体の氏名(法人にあつては、その名称及び事務所の所在地)

二 法第十七条の十四第四項第二号ロの有料老人ホームの名称及び設置予定地

三〇五 (略)

2 認定市町村(指定都市及び中核市を除く。)は、生涯活躍のまち形成事業計画に法第十七条の十四第四項第二号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。)を記載し、法第十七条の十四第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。

一 法第十七条の十四第四項第二号イの実施主体の氏名及び住所

二 (略)

三 法第十七条の十四第四項第二号ロの有料老人ホームの管理者の氏名及び住所

四〇十八 (略)

第五条 法第十七条の二十四第四項第三号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二項に規定する訪問介護をいう。第十三条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ（略）

二 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護をいう。第十三条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地

ハ（略）

三 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問看護（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。第十三条第一号ル、同条第三号及び第十六条第一号ヲにおいて同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ（略）

第五条 法第十七条の十四第四項第三号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二項に規定する訪問介護をいう。第十三条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ（略）

二 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護をいう。第十三条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地

ハ（略）

三 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問看護（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。第十三条第一号ル、同条第三号及び第十六条第一号ヲにおいて同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ（略）

四 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーション（介護保険法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーションをいう。第十三条第一号ル及び同条第四号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ（略）

五 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導（介護保険法第八条第六項に規定する居宅療養管理指導をいう。第十三条第一号ル及び同条第五号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ（略）

六 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所介護（介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。第十三条第六号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該居宅サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

ハ（略）

七 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所リハビリテーション（介護保険法第八条第八項に規定する通所リハビリテーションをいう。第十三条第一号ル及び同条第七号において

四 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーション（介護保険法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーションをいう。第十三条第一号ル及び同条第四号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ（略）

五 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導（介護保険法第八条第六項に規定する居宅療養管理指導をいう。第十三条第一号ル及び同条第五号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ（略）

六 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所介護（介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。第十三条第六号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該居宅サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

ハ（略）

七 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所リハビリテーション（介護保険法第八条第八項に規定する通所リハビリテーションをいう。第十三条第一号ル及び同条第七号において同

同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名(法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ・ハ (略)

八 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所生活介護(介護保険法第八条第九項に規定する短期入所生活介護をいう。第十三条第八号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地
ハ (略)

九 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護(介護保険法第八条第十項に規定する短期入所療養介護をいう。第十三条第一号ル及び同条第九号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名(法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ・ハ (略)

十 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護(介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。第十三条第十号及び第十四条において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地

じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名(法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ・ハ (略)

八 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所生活介護(介護保険法第八条第九項に規定する短期入所生活介護をいう。第十三条第八号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地
ハ (略)

九 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護(介護保険法第八条第十項に規定する短期入所療養介護をいう。第十三条第一号ル及び同条第九号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名(法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ・ハ (略)

十 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護(介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。第十三条第十号及び第十四条において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地

ハ (略)

十一 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与（介護保険法第八条第十二項に規定する福祉用具貸与をいう。第十三条第十一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地

ハ (略)

十二 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定福祉用具販売（介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売をいう。第十三条第十二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地

ハ (略)

第六条 法第十七条の二十四第四項第四号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。第十六条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ (略)

ハ (略)

十一 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与（介護保険法第八条第十二項に規定する福祉用具貸与をいう。第十三条第十一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地

ハ (略)

十二 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定福祉用具販売（介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売をいう。第十三条第十二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地

ハ (略)

第六条 法第十七条の十四第四項第四号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。第十六条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ (略)

二 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が夜間対応型訪問介護（介護保険法第八条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。第十六条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ（略）

三 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型通所介護（介護保険法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。第十六条第三号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称、所在地及び利用定員

ハ（略）

四 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が認知症対応型通所介護（介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。第十六条第四号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称、所在地及び

二 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が夜間対応型訪問介護（介護保険法第八条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。第十六条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ（略）

三 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型通所介護（介護保険法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。第十六条第三号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称、所在地及び利用定員

ハ（略）

四 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が認知症対応型通所介護（介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。第十六条第四号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称、所在地及び利

利用定員

ハ (略)

五 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。第十六条第五号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う拠点をも有するときは、当該拠点を含む。）の名称、所在地及び登録定員

ハ (略)

六 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入居者生活介護（介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。第十六条第六号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所の名称、所在地及び入居定員

ハ (略)

七 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービス（介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービスをいう。第十六条第七号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行

用定員

ハ (略)

五 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。第十六条第五号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う拠点をも有するときは、当該拠点を含む。）の名称、所在地及び登録定員

ハ (略)

六 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入居者生活介護（介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。第十六条第六号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所の名称、所在地及び入居定員

ハ (略)

七 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービス（介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービスをいう。第十六条第七号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行

う拠点有するときは、当該拠点を含む。）の名称、所在地及び登録定員

ハ（略）

第七条 法第十七条の二十四第四項第五号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護（介護保険法第八条の第二項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。第十七条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地ハ（略）

二 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護（介護保険法第八条の第三項に規定する介護予防訪問看護をいう。第十七条第一号ル及び同条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ（略）

三 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーション（介護保険法第八条の第二項に規定する介護予防訪問リハビリテーションをいう。第十七条第一号ル及び同条第三号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条

拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称、所在地及び登録定員

ハ（略）

第七条 法第十七条の十四第四項第五号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護（介護保険法第八条の第二項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。第十七条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地ハ（略）

二 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護（介護保険法第八条の第三項に規定する介護予防訪問看護をいう。第十七条第一号ル及び同条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ（略）

三 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーション（介護保険法第八条の第二項に規定する介護予防訪問リハビリテーションをいう。第十七条第一号ル及び同条第三号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の

の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ・ハ (略)

四 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導(介護保険法第八条の二第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。第十七条第一号ル及び同条第四号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名(法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ・ハ (略)

五 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーション(介護保険法第八条の二第六項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。第十七条第一号ル及び同条第五号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名(法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ・ハ (略)

六 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所生活介護(介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。第十七条第六号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地
ハ (略)

十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ・ハ (略)

四 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導(介護保険法第八条の二第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。第十七条第一号ル及び同条第四号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名(法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ・ハ (略)

五 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーション(介護保険法第八条の二第六項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。第十七条第一号ル及び同条第五号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名(法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ・ハ (略)

六 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所生活介護(介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。第十七条第六号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地
ハ (略)

七 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護（介護保険法第八条の二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。第十七条第一号ル及び同条第七号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ（略）

八 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第十七条第八号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地

ハ（略）

九 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与（介護保険法第八条の二第十項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。第十七条第九号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地

ハ（略）

十 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売（介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。第十七条第十号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる

七 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護（介護保険法第八条の二第八項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。第十七条第一号ル及び同条第七号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ（略）

八 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者生活介護（介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第十七条第八号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地

ハ（略）

九 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与（介護保険法第八条の二第十項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。第十七条第九号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地

ハ（略）

十 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売（介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。第十七条第十号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる

る事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地
ハ (略)

第八条 法第十七条の二十四第四項第六号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の二十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護（介護保険法第八条の二十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。第十八条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
ハ (略)

二 法第十七条の二十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条の二十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。第十八条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う拠点有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
ハ (略)

第九条 法第十七条の二十四第四項第七号ニの厚生労働省令で定める事

事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地
ハ (略)

第八条 法第十七条の十四第四項第六号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護（介護保険法第八条の二十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。第十八条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
ハ (略)

二 法第十七条の十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条の二十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。第十八条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う拠点有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
ハ (略)

第九条 法第十七条の十四第四項第七号ニの厚生労働省令で定める事項

項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条の二十四第四項第七号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
- 二 法第十七条の二十四第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号事業（同条第三項第三号に規定する第一号事業をいう。第十九条第八号において同じ。）の一部を行う拠点を含む。）の名称及び所在地
- 三 (略)

第十条 法第十七条の二十四第四項第八号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条の二十四第四項第八号イの実施主体の氏名（法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 法第十七条の二十四第四項第八号ロの施設の名称
- 三 (略)

(法第十七条の二十四第四項第一号に掲げる事項に関する同意)

第十一条 認定市町村は、法第十七条の二十四第五項の規定により厚生労働大臣の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次条の基準に係る事項を記載した書類を付してするものとする。

(法第十七条の二十四第五項の厚生労働省令で定める基準)

第十二条 法第十七条の二十四第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 生涯活躍のまち形成地域において法第十七条の二十四第五項の介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであること。

は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条の十四第四項第七号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
- 二 法第十七条の十四第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号事業（同条第三項第三号に規定する第一号事業をいう。第十九条第八号において同じ。）の一部を行う拠点を含む。）の名称及び所在地
- 三 (略)

第十条 法第十七条の十四第四項第八号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条の十四第四項第八号イの実施主体の氏名（法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 法第十七条の十四第四項第八号ロの施設の名称
- 三 (略)

(法第十七条の十四第四項第一号に掲げる事項に関する同意)

第十一条 認定市町村は、法第十七条の十四第五項の規定により厚生労働大臣の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次条の基準に係る事項を記載した書類を付してするものとする。

(法第十七条の十四第五項の厚生労働省令で定める基準)

第十二条 法第十七条の十四第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 生涯活躍のまち形成地域において法第十七条の十四第五項の介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであること。

三・四 (略)

(法第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意)

第十三条 認定市町村は、法第十七条の二十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の平面図

ニ(略)

二 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ(略)

三 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所(法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所)

ロ(略)

四 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

三・四 (略)

(法第十七条の十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意)

第十三条 認定市町村は、法第十七条の十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の平面図

ニ(略)

二 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ(略)

三 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所(法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所)

ロ(略)

四 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ（又）（略）

五 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ（又）（略）

六 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ（略）

ハ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該居宅サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ（又）（略）

七 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ（又）（略）

八 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ（又）（略）

五 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ（又）（略）

六 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ（略）

ハ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該居宅サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ（又）（略）

七 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ（又）（略）

八 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入

入所生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ ホ (略)

ヘ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ト カ (略)

九 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ ヲ (略)

十 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ コ (略)

十一 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ ヲ (略)

十二 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、

所生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ ホ (略)

ヘ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ト カ (略)

九 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ ヲ (略)

十 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ コ (略)

十一 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ ヲ (略)

十二 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、

、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ホ又 (略)

(法第十七条の二十四第七項の厚生労働省令で定める居宅サービス)
第十四条 法第十七条の二十四第七項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。

(法第十七条の二十四第七項の厚生労働省令で定める事項)

第十五条 法第十七条の二十四第七項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

(法第十七条の二十四第四項第四号に掲げる事項に関する記載)

第十六条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所の平面図及び設備の概要

生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ホ又 (略)

(法第十七条の十四第七項の厚生労働省令で定める居宅サービス)
第十四条 法第十七条の十四第七項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。

(法第十七条の十四第七項の厚生労働省令で定める事項)

第十五条 法第十七条の十四第七項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

(法第十七条の十四第四項第四号に掲げる事項に関する記載)

第十六条 認定市町村は、法第十七条の十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ（略）

二 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が夜間対応型訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ（略）

ハ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ（略）

三 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ（略）

ハ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ（略）

四 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ（略）

ハ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ（略）

五 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類

ニ（略）

五 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類

ニ（略）

二 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が夜間対応型訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ（略）

ハ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ（略）

三 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ（略）

ハ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ（略）

四 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ（略）

ハ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ（略）

五 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類

ニ（略）

五 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類

が小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロヨ (略)

六 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロニ (略)

ホ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘカ (略)

七 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービスである場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別

ニタ (略)

(法第十七条の二十四第四項第五号に掲げる事項に関する同意)

第十七条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十一項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロヨ (略)

六 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロニ (略)

ホ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘカ (略)

七 法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービスである場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別

ニタ (略)

(法第十七条の十四第四項第五号に掲げる事項に関する同意)

第十七条 認定市町村は、法第十七条の十四第十一項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ(フ (略)

二 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所(法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所)

ロ(フ (略)

三 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所(法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所)

ロ(フ (略)

四 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所(法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所)

ロ(フ (略)

五 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所(法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設

ロ (略)

ハ 法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ(フ (略)

二 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所(法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所)

ロ(フ (略)

三 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所(法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所)

ロ(フ (略)

四 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所(法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所)

ロ(フ (略)

五 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所(法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の

者の氏名、生年月日及び住所)

ロㄱル (略)

六 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロㄱカ (略)

七 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所(法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所)

ロㄱヲ (略)

八 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロㄱニ (略)

ホ 法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘㄱヨ (略)

九 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニㄱヲ (略)

氏名、生年月日及び住所)

ロㄱル (略)

六 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロㄱカ (略)

七 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所(法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所)

ロㄱヲ (略)

八 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロㄱニ (略)

ホ 法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘㄱヨ (略)

九 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニㄱヲ (略)

十 法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ(又) (略)

(法第十七条の二十四第四項第六号に掲げる事項に関する記載)

第十八条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十四項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第六号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一 法第十七条の二十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の二十四第四項第六号ロの事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

ニ(又) (略)

二 法第十七条の二十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項

十 法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ(又) (略)

(法第十七条の十四第四項第六号に掲げる事項に関する記載)

第十八条 認定市町村は、法第十七条の十四第十四項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第六号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一 法第十七条の十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の十四第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ (略)

ハ 法第十七条の十四第四項第六号ロの事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。)の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

ニ(又) (略)

二 法第十七条の十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ(二) (略)

ホ 法第十七条の二十四第四項第六号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ヘ(ヨ) (略)

(法第十七条の二十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載)

第十九条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十五項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五條の四十五の五第二項の規定により同法第百十五條の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一 法第十七条の二十四第四項第七号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

二(四) (略)

五 法第十七条の二十四第四項第七号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
六(十二) (略)

(法第十七条の二十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意)

第二十条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一 法第十七条の二十四第四項第八号イの実施主体の氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、定款又は寄附行為の写し)

二 法第十七条の二十四第四項第八号ロの施設が旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)第五条第一項に該当するときは、その旨

イ 法第十七条の十四第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ(二) (略)

ホ 法第十七条の十四第四項第六号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ヘ(ヨ) (略)

(法第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載)

第十九条 認定市町村は、法第十七条の十四第十五項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五條の四十五の五第二項の規定により同法第百十五條の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一 法第十七条の十四第四項第七号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

二(四) (略)

五 法第十七条の十四第四項第七号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
六(十二) (略)

(法第十七条の十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意)

第二十条 認定市町村は、法第十七条の十四第十六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一 法第十七条の十四第四項第八号イの実施主体の氏名、生年月日及び住所(法人にあつては、定款又は寄附行為の写し)

二 法第十七条の十四第四項第八号ロの施設が旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)第五条第一項に該当するときは、その旨

三・四 (略)

(権限の委任)

第二十一条 法第十七条の二十八第二項並びに同条第三項において準用する職業安定法(昭和二十二年法律第四百一号)第三十七条第二項及び第四十一条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、同意事業協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一・二 (略)

(労働者の募集に関する事項)

第二十二条 法第十七条の二十八第二項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

(届出の手続)

第二十三条 法第十七条の二十八第二項の規定による届出は、同意事業協同組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集(以下この項において「自県外募集」という。)であつて第二十一条第二号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わなければならない。

2 法第十七条の二十八第二項の規定による届出をしようとする同意事業協同組合等は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所)の長を経て、第二十一条の募集にあつては同条の都道府県労働局長に、その他の募集にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

三・四 (略)

(権限の委任)

第二十一条 法第十七条の十八第二項並びに同条第三項において準用する職業安定法(昭和二十二年法律第四百一号)第三十七条第二項及び第四十一条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、同意事業協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一・二 (略)

(労働者の募集に関する事項)

第二十二条 法第十七条の十八第二項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

(届出の手続)

第二十三条 法第十七条の十八第二項の規定による届出は、同意事業協同組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集(以下この項において「自県外募集」という。)であつて第二十一条第二号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わなければならない。

2 法第十七条の十八第二項の規定による届出をしようとする同意事業協同組合等は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所(その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所)の長を経て、第二十一条の募集にあつては同条の都道府県労働局長に、その他の募集にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

(労働者募集報告)

第二十四条 法第十七条の二十八第一項の募集に従事する同意事業協同組合等は、職業安定局長の定める様式に従い、毎年度、労働者募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで（当該年度の終了前に労働者の募集を終了する場合にあつては、当該終了の日の属する月の翌月末日まで）に前条第二項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

(準用)

第二十五条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十一条の規定は、法第十七条の二十八第一項の規定により同意事業協同組合等に委託して労働者の募集を行う中小事業主について準用する。

(認定市町村が指定都市等である場合等の読替え)

第二十六条 認定市町村が指定都市又は中核市である場合における第十三条及び第十七条の規定の適用については、第十三条及び第十七条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、第十三条本文中「法第十七条の二十四第六項」とあるのは「法第十七条の三十五第一項の規定により読み替えられた法第十七条の二十四第六項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第三号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合」に限り、記載することができる」と、第十七条本文中「法第十七条の

(労働者募集報告)

第二十四条 法第十七条の十八第一項の募集に従事する同意事業協同組合等は、職業安定局長の定める様式に従い、毎年度、労働者募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで（当該年度の終了前に労働者の募集を終了する場合にあつては、当該終了の日の属する月の翌月末日まで）に前条第二項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

(準用)

第二十五条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十一条の規定は、法第十七条の十八第一項の規定により同意事業協同組合等に委託して労働者の募集を行う中小事業主について準用する。

(認定市町村が指定都市等である場合等の読替え)

第二十六条 認定市町村が指定都市又は中核市である場合における第十三条及び第十七条の規定の適用については、第十三条及び第十七条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、第十三条本文中「法第十七条の十四第六項」とあるのは「法第十七条の二十五第一項の規定により読み替えられた法第十七条の十四第六項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第三号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合」に限り、記載することができる」と、第十七条本文中「法第十七条の十四

二十四第十一項」とあるのは「法第十七条の三十五第一項の規定により読み替えられた法第十七条の二十四第十一項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第五号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

2 認定市町村が保健所設置市等である場合における第二十條の規定の適用については、同條の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、同條本文中「法第十七条の二十四第十六項」とあるのは「法第十七条の三十五第二項により読み替えられた法第十七条の二十四第十六項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして旅館業法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

第十一項」とあるのは「法第十七条の二十五第一項の規定により読み替えられた法第十七条の十四第十一項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第五号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

2 認定市町村が保健所設置市等である場合における第二十條の規定の適用については、同條の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、同條本文中「法第十七条の十四第十六項」とあるのは「法第十七条の三十五第二項により読み替えられた法第十七条の十四第十六項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、「生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして旅館業法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。